

V. 個人情報保護の徹底

【取組】

- ①職員毎のカード番号固定化【平成16年7月～】及び本人識別のためのパスワードの登録【平成16年10月～】
- ②職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備【平成17年1月～】
- ③全職員を対象とした研修の継続的な実施【平成17年度～】

※ 社会保険庁職員が行った業務目的外閲覧行為については、閲覧行為者 2,694 人及び監督者 579 人の処分を行った(平成17年12月27日)

VI. 意識改革の徹底

【取組】

- ①能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入

平成17年10月～ 管理職等を対象に試行を実施
平成18年度 ～ 管理職等を対象に本格実施
その他の職員を対象に試行を実施
平成19年度 ～ 全職員を対象に本格実施

- ②日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の職員からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるための「内部改善提案制度」を創設【平成16年10月～】

【実績】 改善提案件数 1,261 件(18年3月末現在)

(主な提案)

- ・国民年金推進員マニュアル：国民年金推進員が戸別訪問による国民年金保険料の納付督促を行う際の事務処理上の留意点等の事例集
- ・「サービスリーダー」制度：職員が日替わりで他の職員に対して接遇マナー等の指導を行うことにより、職員間の意識の高揚を図る

等